

資料 4

## 經濟產業省 説明資料



## 1 サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等との関係整理について

- a 本調査と他のサービス産業に係る統計調査や企業関係の調査との関係はどのように整理されているか。
- b 現在、政府としてどのような形で検討が行われているのか、また、今、どのような検討状況となっているか。
- c 本調査の今後の在り方について、どのように考えるか。また、今後の在り方を整理する上で、特に検討が必要な事項は何か。

### 【回答】

- 1 本調査はサービス分野のうち、経済産業省が所管している28業種を対象に調査を実施しているところ。他方、サービス産業に係る統計調査として、総務省が実施しているサービス産業動向調査（拡大調査、一般統計調査）、経済産業省が実施している企業活動基本調査（基幹統計調査）、総務省及び経済産業省が実施している情報通信業基本調査（一般統計調査）が挙げられる。本調査とこれらの統計調査は、それぞれ目的が異なり、それぞれの目的に沿った調査設計・調査実施をしているところと認識している。（参考参照）
  
- 2 一方、サービス産業に係る統計の体系的整備については、平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより、同年6月に設置された「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」において、議論・検討がなされている。この検討状況については、平成24年度統計法施行状況報告（平成25年6月21日総務省政策統括官（統計基準担当））によれば、経済構造統計の1回目の調査結果の検証がまだ行われておらず、経済構造統計の今後の在り方についても流動的であることから、現状では経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的な整備の全体的な議論ができないこと、体系的整備の視点が多数あるためどの視点から体系的に整備するかを絞り込めないこと等、現時点において継続的な検討が困難であることを踏まえ、今後は、具体的な課題ごとに検討していくこととされているところ。
  
- 3 このような状況の中、本調査の今後の在り方を整理する上では、サービス産業動向調査の基幹統計化を含めた検討の状況や情報通信業に関する企業活動の統計の整備状況も踏まえつつ、サービス産業の統計の体系的整備の視点から、サービス産業に係る統計調査や企業関係の調査の関係整理について検討されることが重要と考えている。  
また、本調査の今後の在り方については、こうした整理状況を踏まえながら検討していく考えであるが、本調査の目的である特定のサービス産業の実態を明らかにするために、平成24年経済センサス-活動調査の結果も精査しつつ、引き続き検討していく考えである。

## 2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応

a 「各業種の特性に対応した調査事項」とはどのようなものを指すか。

### 【回答】

- 1 調査事項のうち、事業所全体の売上高、小分類ごとの売上高、経営組織、資本金額、本社支社の別、売上高契約先別割合、年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、従業者数などは基本的な調査事項として設定している。
- 2 それ以外の年間契約高及び契約件数、入場者数、会員数、受講生数、加盟店数、施設といった調査事項を「各業種の特性に対応した調査事項」として設定している。

b 「各業種の特性に対応した調査事項」の設定について、現時点での検討状況はどのようになっているか。特に、具体的に課題が指摘されている以下の事項の現時点での検討状況はどのようになっているか。また、今後はどのように検討する予定か。

- ・ 各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数
- ・ 「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容
- ・ 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加

### 【回答】

「各業種の特性に対応した調査事項」の設定については、一部の業種を中心に、ヒアリングなどを行い、見直しに向けた情報収集を行っているところ。

また、具体的な課題が指摘されている事項については、以下のとおりと考えている。

#### ①各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数について

産業財産権の調査事項の設定については、企業単位として実施している 6 業種のうち、出版業において、統計委員会・部会の指摘を踏まえ「ロイヤリティ収入」を設定しているところであるが、残りの 5 業種については、現在調査事項としては設定していない。

他方、事業所単位として実施している 22 業種においては、ヒアリング等を通じて、産業財産権の調査事項の設定は困難であるという状況が把握できた。

今後については、経済センサス - 活動調査の実施以降のサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、調査事項の設定について引き続き検討していく。

②「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容について

業界ヒアリングの結果によれば、デザイン業や機械設計業においては、受注する業務内容が様々であり、定型的な形はないため、外注については、受注する業務内容によって外注の有無やその内容が異なるという状況が把握できた。調査事項の設定に当たって、外注する業務内容の類型化が必要である。

今後については、経済センサス - 活動調査の実施以降のサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、調査事項の設定について引き続き検討していく。

参考：外注業務の事例

デザイン業務

- ・ディスプレイデザインを受注した場合、その一部である照明デザインを外部委託する
- ・試作品開発も含めた服飾デザインを受注した場合、縫製やボタンなどの試作品開発を外部委託する
- ・イベントのデザインを受注した場合、看板・什器等のデザインを外部委託する

機械設計業務

- ・試作品開発や検査業務を含めた製造機械設計を受注した場合、製品検査の一部を外部委託する

③「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加について

年間売上高の契約先産業別割合の産業区分は、当該事項の主たるユーザーが産業連関表の作成であることから、全調査票共通に最低限必要な大分類により設定しているところである。

業界のヒアリングの結果によると、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」は中小零細企業も多く、契約先について詳細な区分経理は行っていないことから、現在、調査事項としては設定していない。

今後については、経済センサス - 活動調査の実施以降のサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、調査事項の設定について引き続き検討していく。

### 3 報告を求めるために用いる方法の変更について

#### ア 調査系統の見直し

- a 都道府県経由の調査員調査と比較して、民間事業者による郵送調査のメリット、デメリットをどのように整理しているか。

#### 【回答】

- 1 都道府県職員の縮減や調査員の確保が困難となっている状況の中、民間事業者による郵送調査に移行するメリットとしては、①調査員を確保する必要性がなくなること、②都道府県の事務負担が軽減できること、③調査員調査より郵送調査の方がコストが低いこと、が考えられる。また、調査票の配布から回収までを一元化を導入することが可能となり、業務の効率化を図るメリットも考えられる。
- 2 他方、デメリットとしては、回収率の低下の懸念、結果精度の低下の懸念が考えられるが、民間事業者による郵送調査については、経済産業省においては既に実施している経験があり、それらのノウハウを踏まえて、調査実施に当たっていく考えである。

- b 本調査において、民間事業者による調査員調査ではなく、最終的に民間事業者による郵送調査に移行することとした理由は何か。

#### 【回答】

民間事業者による調査員調査の実施については、民間事業者のヒアリングを行ったところ、調査対象数約5.5万件を調査員調査で実施することができる民間事業者が少ないこと、郵送調査に比較しコストが増加することなどの課題が明らかになった。このため、郵送調査実施における様々な課題の解決に努めることで、民間事業者による郵送調査に移行することとした。

c 本調査のうち、企業調査（6業種）については、すでに民間事業者による郵送調査を導入しているが、従来、調査員調査（22業種）と比較して回収率はどのようになっているか。

**【回答】**

回収率の比較は以下のとおり。

| 調査年 | 回収率等 | 全体     | うち、調査員調査 | うち、民間事業者の郵送調査 |
|-----|------|--------|----------|---------------|
| 18年 | 対象数  | 30,098 | 同左       | —             |
|     | 回答数  | 23,868 |          |               |
|     | 回収率  | 79%    |          |               |
| 19年 | 対象数  | 50,967 |          |               |
|     | 回答数  | 39,846 |          |               |
|     | 回収率  | 78%    |          |               |
| 20年 | 対象数  | 93,846 | 56,357   | 37,489        |
|     | 回答数  | 61,573 | 42,955   | 18,618        |
|     | 回収率  | 66%    | 76%      | 50%           |
| 21年 | 標本数  | 48,082 | 43,690   | 4,392         |
|     | 回答数  | 41,158 | 38,019   | 3,139         |
|     | 回収率  | 86%    | 87%      | 71%           |
| 22年 | 標本数  | 47,105 | 42,492   | 4,613         |
|     | 回答数  | 38,672 | 35,775   | 2,897         |
|     | 回収率  | 82%    | 84%      | 63%           |

(注) 本調査の対象業種は18年以降に順次拡充しており、平成18年の7業種から、19年は11業種、20年は21業種、21年以降は28業種を調査している。

この際、平成20年については、追加した10業種に限り民間事業者による郵送調査で調査した。平成21年以降は、標本調査の導入に合わせて標本数が減少しており、民間事業者による郵送調査の範囲を企業単位の6業種に変更して調査した。

d 民間事業者による郵送調査を実施するにあたっての課題はあるのか。また、結果精度や回収率の確保の観点から、どのような対応を予定しているか。

**【回答】**

1 民間事業者による郵送調査の実施にあたっての課題及び対応は以下のとおり。

①課題：調査員の訪問による丁寧な趣旨説明の損失

対応：電話・ハガキによる徹底した趣旨説明・調査協力依頼

1) 調査員が訪問し、本調査の趣旨を説明のうえ、記入を依頼したことを踏まえ、郵送調査においては、調査票を送付する前段階において、電話・ハガキを中心に全

ての対象に趣旨説明を行う。

- 併せて、調査票が届いた時期を見計らい、到着の確認電話を行うとともに、再度、趣旨説明及び調査協力依頼を行う。

②課題：訪問による丁寧な督促の損失

対応：丁寧な督促

- 期限までの未提出事業所に対しては、調査員が訪問し、督促を行っていたことを踏まえ、郵送調査においても、電話により記入の状況を確認しつつ、本調査は政府の基幹統計調査であり提出の義務があること、実施者には守秘義務があることを伝え、企業にとっては重要なデータを報告いただくという認識をもって丁寧な督促を行う。
- 決算時期等の都合から提出が遅れる場合には、個々の事情を勘案しつつ、速やかな提出を促す。

③課題：経験のある調査員による対処の損失

対応：教育訓練の強化

調査員が訪問し、調査対象と対面にてコミュニケーションを図りながら提出を促していたことを踏まえ、郵送調査において中心的役割を担うコールセンターにおける研修を強化。また、FAQ等の書類研修のみならず、ロールプレイングを中心としたコミュニケーション能力向上に重点を置く研修を実施することで、①及び②のスムーズな実現を図る。

- 結果精度や回収率の確保の観点から、民間事業者による回収後、国は業種全体又は集計項目への影響度の高い事業所について、自ら電話・訪問等による督促・回収に努める。

なお、民間事業者の活用にあたっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（各府省統計主管課長等会議申合せ）」の内容を踏まえ、適切な調査実施に努めていく。

|  |
|--|
| e 今回の調査計画の変更について、都道府県の意見を把握しているか。把握している場合、その内容は何か。 |
|--|

【回答】

- 都道府県と意見交換を行う会議において今回の調査計画の変更について意見交換を行い、都道府県の意見を把握している。
- 都道府県経由の調査員調査から民間事業者による郵送調査に移行することについては、都道府県職員の縮減や調査員の確保が困難となっている状況を踏まえ、今回の調査計画の変更を行ったところ。



### 3 報告を求めるために用いる方法の変更について

#### イ 民間事業者への業務委託内容の変更について

- a 審査・集計を含めて民間委託とすることによるメリット、デメリットは何か。  
メリット、デメリットを勘案した上で、最終的に審査・集計を含めて民間委託とする理由は何か。

##### 【回答】

- 1 審査・集計を含めて民間委託することのメリットとしては、業務の一貫性、連続性による効率化が図れることであり、調査業務全体の軽減化に資すること、窓口の一本化などにより、客体への問い合わせ回数も低減し、客体負担の軽減もできること、などがあげられる。
- 2 デメリットとしては、民間事業者による審査のノウハウの蓄積に課題があるが、これに対しては、国の審査ノウハウを詳細に可視化し、民間事業者に提供すること、審査結果については国が最終確認することなどを通じて課題への対応が可能であることから、審査・集計を含めて民間委託することとした。
- 3 審査・集計を含めて民間委託することについては、経済産業省においては既に実施している経験があり、それらのノウハウを踏まえて、調査実施に当たっていく考えである。

- b 審査・集計を民間委託することについて、結果精度の確保の観点から、どのような対応を行うことを予定しているか。

##### 【回答】

- 1 審査については、個票審査ロジック、個票審査マニュアル、サマリ審査ロジック、サマリ審査マニュアルの整備により現行の審査ノウハウを詳細に可視化し、民間事業者による適正な審査環境を整える予定である。
- 2 集計については、標本設計における母集団推計のノウハウを詳細に可視化した上で提供することにより、民間事業者による適正な集計環境を整える予定である。
- 3 なお、結果精度に大きな影響を与える個票・集計値については、国が最終確認を行う予定である。

- c 審査・集計における調査実施者と民間委託の受託者との役割分担はどのように整理しているか。

##### 【回答】

前述のとおり作業は民間委託することとし、結果精度に大きな影響を与える個票・集計値については、国が最終確認を行うこととしている。

経済産業省が実施しているサービス産業に係る統計調査(年次)の概要

| 調査名           | 目的  | 対象範囲  | 基幹統計調査・一般統計調査の別 | 調査単位    | 実施者          |
|---------------|---|---|-----------------|---------|--------------|
| 特定サービス産業実態調査  | サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。 | 日本標準産業分類に掲げる以下の分類<br>小分類391-ソフトウェア業<br>小分類392-情報処理・提供サービス業<br>小分類401-インターネット附随サービス業<br>小分類411-映像情報制作・配給業<br>小分類412-音声情報制作業<br>小分類413-新聞業<br>小分類414-出版業<br>小分類416-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業<br>小分類643-クレジットカード業、割賦金融業<br>小分類701-各種物品賃貸業<br>小分類702-産業用機械器具賃貸業<br>小分類703-事務用機械器具賃貸業<br>小分類704-自動車賃貸業<br>小分類705-スポーツ・娯楽用品賃貸業<br>小分類709-その他の物品賃貸業<br>小分類726-デザイン業<br>小分類731-広告業<br>小分類743-機械設計業<br>小分類745-計量証明業<br>小分類796-冠婚葬祭業<br>小分類801-映画館<br>小分類802-興行場(別掲を除く)、興行団<br>小分類804-スポーツ施設提供業<br>小分類805-公園、遊園地<br>小分類823-学習塾<br>小分類824-教養・技能教授業<br>小分類901-機械修理業(電気機械器具を除く)<br>小分類902-電気機械修理業 | 基幹統計調査          | 事業所又は企業 | 経済産業大臣       |
| 経済産業省企業活動基本調査 | 企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。      | 日本標準産業分類に掲げる以下の分類に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上の会社<br>大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業<br>大分類E-製造業<br>大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業(中分類35-熱供給業及び中分類36-水道業を除く。)<br>大分類G-情報通信業の一部業種<br>大分類I-卸売業、小売業<br>大分類J-金融業、保険業の一部業種<br>大分類K-不動産業、物品賃貸業のうち中分類70-物品賃貸業の一部業種<br>大分類L-学術研究、専門・技術サービス業の一部業種<br>大分類M-宿泊業、飲食サービス業の一部業種<br>大分類N-生活関連サービス業、娯楽業の一部業種<br>大分類O-教育、学習支援業の一部業種<br>大分類R-サービス業(他に分類されないもの)   | 基幹統計調査          | 企業      | 経済産業大臣       |
| 情報通信業基本調査     | 情報通信業に属する企業の実態を明らかにし、情報通信政策の基礎資料を得ることを目的としている。  | (1) 電気通信業<br>当該事業を行っている企業のうち以下を対象とする。<br>・登録電気通信事業者 すべて<br>・届出電気通信事業者 資本金額又は資金額3,000万円以上の企業<br>(2) 放送業<br>当該事業を行っている企業のうち以下を対象とする。<br>・民間放送事業者 すべて<br>・有線テレビジョン放送事業者 有線テレビジョンの放送事業者のうち、資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業<br>(3) テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業<br>当該事業を行っている企業 すべて<br>(4) インターネット附随サービス業<br>当該事業を行っている企業のうち、資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業<br>(5) 情報サービス業<br>当該事業に属する事業所を有する企業のうち、資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業<br>(6) 映像・音声・文字情報制作業(テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業を除く)<br>当該事業に属する事業所を有する企業のうち、資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業  | 一般統計調査          | 企業      | 経済産業大臣及び総務大臣 |